

内閣官房・内閣府本府入札等監視委員会

第9回会議議事概要

開催日及び場所	第9回会議 平成22年1月19日(火) 内閣府5階特別会議室
委員	委員長 國廣 正 (弁護士) 委員 今井 猛嘉 (法政大学大学院法務研究科教授) 委員 交告 尚史 (東京大学大学院公共政策学連携研究部教授) 委員 小林 麻理 (早稲田大学大学院公共経営研究科教授)
議事	○ 委員の交代(高橋委員→交告委員) ○ 内閣法制局が締結した契約を本委員会で審議対象とする件について ○ 平成21年度 第2四半期の契約に係る審議 ○ 入札時における独立行政法人の人件費の取り扱いについて

○委員の交代 了承	
○内閣法制局が締結した契約を本委員会で審議対象とする件について 了承	
○平成22年度 第2四半期の契約に係る審議	
審議対象期間	平成21年7月1日～平成21年9月30日
対象案件の説明	○ 対象期間における契約の全体(内閣官房23件・内閣府196件)について事務局から説明 ○ 審議案件の抽出の考え方について当番委員から説明 抽出にあたっての関心事項 ・ 各支出負担行為担当官部局から ・ 落札率が高い案件の場合の予定価格の設定方法や、その案件が本当に入札に適しているかどうか ・ 落札率が低い案件の場合の予定価格の設定方法、業務内容、成果について不備や問題などなかったかどうか さらに以下の観点から各案件を絞込み
審議抽出案件	4件
【競争入札】 最低価格落札方式	(官)2件セットで1件の扱い (関心事項) 提供される内容が専門的であり、業者も限られるのではないかと。入札すべき案件ではなく、随意契約でも良いのではないかと。
【随意契約】 不落・不調随契	契約件名：サテライトツールキット保守 契約相手：LSAS Tec 株式会社 契約金額：6,413,400円 契約日：平成21年8月21日 担当部局：内閣衛星情報センター 契約件名：計測器校正作業 契約相手：NECパーチェシングサービス株式会社 契約金額：2,698,500円 契約日：平成21年7月2日 担当部局：内閣衛星情報センター

<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>(府) 2件セットで 1件の扱い (関心事項) 落札率が低い、同 事業ができるのかど うかの確認を入札者 に対して行ったの か。予定価格の設定 方法、業務内容に不 備や問題はないか。</p>	<p>契約件名：次期食品安全総合情報システム構築業務 契約相手：株式会社C I J 契約金額：12,579,000円 契約日：平成21年8月7日 担当部局：食品安全委員会事務局</p> <hr/> <p>契約件名：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関 する先進的取組事例の調査 契約相手：株式会社 ノルド 契約金額：1,438,500円 契約日：平成21年8月18日 担当部局：政策統括官（共生社会政策担当）</p>
<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>(府) 1件 (関心事項) 落札率が低い、同 事業ができるのかど うかの確認を入札者 に対して行ったの か。予定価格の設定 方法、業務内容に不 備や問題はないか。</p>	<p>契約件名：重大事故受付代行業務 契約相手：株式会社ベルウェール渋谷 契約金額：403,200円 契約日：平成21年8月21日 担当部局：国民生活局</p>
<p>【競争入札】 総合評価落札方式</p>	<p>(府) 2件セットで 1件の扱い (関心事項) 2件とも調査業務で 複数応札している が、落札率に開きが あるのはなぜか。予 定価格の設定に問題 はないか。</p>	<p>契約件名：平成21年度事業者と地域住民の力を活かした防災力 の向上策に関する調査業務 契約相手：財団法人都市防災研究所 契約金額：4,725,000円 契約日：平成21年8月6日 担当部局：政策統括官（防災担当）</p> <hr/> <p>契約件名：地方公共団体における災害復興事前対策の推進に関する 調査業務 契約相手：株式会社防災都市計画研究所 契約金額：7,140,000円 契約日：平成21年8月25日 担当部局：政策統括官（防災担当）</p>
<p>委員からの意見・質問 それに対する回答等</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

意見・質問	回答
<p>1 ①サテライトツールキット保守 ②計測器校正作業</p>	
<p>○提供される内容が専門的であり、業者も限られるのではないかと。競争入札よりも専門の業者との随意契約でもよかつたのではないかと。</p> <p>○予定価格の設定はどのように行ったのか。</p>	<p>○この業者しかできないという確証がないため、他の業者の参入の可能性を考え、一般競争に付した。</p> <p>○市場価格がないため、業者から見積もりを取って、それを予定価格とした。</p>
<p>○1者しか入札者がなく、実質的な競争が働かないような状況であれば、本来は随意契約の根拠を挙げて契約した方が透明性が高まるのではないかと。</p> <p>○コスト面でも始めから随意契約で行った方が、入札に係る準備の費用や時間が削減できて、トータルでは経済性が高まるのではないかと。</p>	<p>○随意契約にした理由を対外的にきちんと説明しなければならないため、この業者しかいないという確証がないと、説明しづらいということがある。</p>
<p>○予定価格を作成する際に、業者からヒアリングを行うなど、マーケットサイドの情報を用いることで競争が効かなくなっているのではないかと。最低価格落札方式なのに落札率が100%というのはおかしいのではないかと。</p>	<p>○情報源がないこと及び独自に人工数(*)を積算する技術がないことから、やはりマーケットサイドの情報に頼らざるを得ないというのが現状である。</p> <p>(*)人工数とは、作業を行う人数と作業工程をかけ算したものと：人×工程数</p>
<p>○競争が働く工夫をすることが必要で、そういう努力が足りないという感じがする。例えば、業者について、他省庁の情報とネットワークしながら、どんな業者がいるかを見ていくとかが必要ではないかと。</p>	<p>○システム関係の業者はかなりいるが、入札に来ないというのが現状である。公告期間をもう少し長めにするとかの工夫をしなければいけないのかと思う。</p>
<p>○契約件名のネーミングのため、作業内容が実際よりも難しいと業者に誤解を与えているのではないかと。</p>	<p>○ソフトウェアの開発も含めた部分での契約は初めてであり、おっしゃるような事態は生じていたのかもしれない。</p>
<p>○入札時の競争参加資格の等級はどのように決めるのか。</p>	<p>○内閣所管契約事務取扱細則の規定に基づき、予定金額により決定する。等級は、資格、過去の実績、能力などの項目について、書類を提出してもらい、点数化していく。一番最初に登録する場合は、実績がないので一番下のランクになる。過去の実績で取引額が多ければ点数が増えていき、ランクが上がる。大きな契約金額に対しては、どこでもよいというわけにはいかないため、過去の実績等を踏まえたランクが必要になる。例えば、600万程度のものでCランクの会社で十分できるだろうという判断で、入札の参加資格としている。</p>
<p>○入札参加者を増やすために、どのような情報を提供する必要があるのか、制限をどのように緩めるかなどの工夫をする必要がある。競争入札という形式を取ればよいということではないだろう。もっと競争を実質的に働かせるための手立てを考えなければならない。</p>	<p>○現在でも、例えば、随意契約をする場合、他に希望者はないかと公募をかけ、応募業者があれば、一般競争入札に変更することを実施している。</p>

2 ①次期食品安全総合情報システム構築業務
 ②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する先進的取組事例の調査

<p>○落札率が非常に低いので、実際に期待していた目的を達成できているのか不安な面がある。事業内容について何か問題点など気づいている点があるか。</p>	<p>○前者(情報システム)は、着実に工程が進んでおり、特に支障はない。</p> <p>○後者(先進的取組事例調査)は、クオリティが非常に良好で優秀な業者である。</p>
<p>○情報システムは、予定価格を作成する際に取った3者の見積額と入札価格の間にかかなりの乖離があるが、どういうことか。</p>	<p>○競争原理が働いたのかと思う。一般的に他の案件でもこのようなシステム関係の入札を行うと、入札価格がかなり落ちる傾向があり、業界自体も激しい競争下にあるのかと思う。</p> <p>○見積もりを徴収する段階では、仕様書をすべてオープンにはできないので、業者側からすればリスクを考慮し見積もりを出しているのかもしれない。</p>
<p>○落札率が低い事案で、請負目的が達成できなく、契約解除になったという事例はあったか。</p>	<p>○契約解除には至らないまでも、契約期間の変更等、仕様を変更したケースはある。</p>

3 重大事故受付代行業務	
○これまで何件ぐらいの事案を受付けているのか。	○昨年12月までに、138件の報告を受けている。平均すると1日1件ぐらいで、土日は多いときで8件ぐらいである。
○予定価格の作成が難しかったということだが、今後似たような事案が出てきたときは、同種の事案を参考にして、もう少し実態に合ったものにした方がよい。	○特に夜間、土日に役所のオペレーターが出るという業務は今も消費者庁のみだと思し、予定価格作成の当時は年金ダイヤルぐらいしかなかったと聞いており、同種の事案は多分今後もないと思う。
○落札率が非常に低い、事業内容について何か問題点など気づいている点があるか。	○日々、報告内容について聞いている。現時点において、緊急事案はまだ発生していないが、これまでのところ業者の対応は特に問題はないものと理解している。
○仕様書の作成の仕方として、非緊急事案をベースの価格とし、生命・身体に係る事案や緊急事案の受付けについては、料金を加算するなどの価格体系にすれば、参加業者にも多様性が出てくるのではないか。	○各事案のメルクマールを事前に業者に示す形で運用している。どのような体制が良いかは業務終了後を待たなければ判断できない。
○契約書第5条の監督(会計法29条の11第1項)というのは費用の支出に関する監督か、それとも実施状況についての監督か。	○実施状況についてである。
○例えば、電話をかけた人から苦情が来たときに同条の監督職員が選任されるのか。	○電話の対応の不備についての苦情は、現時点ではまだない状況であり、確定した対応方法は決まっていない。
○モニタリングの仕組みがどうなっているのかという質問なのだが。	○どういう案件があつて、どう対応したかということは日々報告があり、その対応状況について常に確認している。

4 ①平成21年度事業者と地域住民の力を活かした防災力の向上策に関する調査業務 ②地方公共団体における災害復興事前対策の推進に関する調査業務	
○(後者について)総合評価落札方式であるので、業務の質も当然、考慮されていると思うが、問題はなかったのか。	○ここは、技術点では2位だったが、落札金額が低かったため、価格点が高くなり、結果的に1位になった。若干遅れぎみということはあるが、業務内容はほかのところと比べて悪いものとはなっていない。3月までの業務なので、もう少し様子を見たい。
○技術点100点のうち70点は加点項目なので、評価としては適切なのだろうが、技術点の1位と2位の間に乖離があるところが気になる。	○総合評価落札方式では、技術点の必須項目である基礎点がとれないところは当然落とすが、価格点と技術点の評価は最大でも1対2でしか見れない。
○価格が安い分、質も悪くなっているのではないか。質の面で満足しないのであれば、質を高めるようにきちんと話すべきである。	○価格が安いのが本当にできるのか、できなかったときどうするのかという話をした上で、契約をするかしないかの判断をすることだと思う。
○入札説明書の書き方であるが、資料提出時期の案内や提出期限の重要性・情報の適時性の記載が不十分であったのではないか。	○時間的な制約の中で、契約後に相談をしながら内容を確定させていく部分が残ってしまうという問題はある。
○契約の入り口の議論はあるが、一旦契約してしまうと契約条項で解約もできない。債務不履行を防ぐ、あるいは業務の質を上げさせるための方策について、契約書に書いていないから言えないというのではなく、きちんと言わなければならない。	○役所としての立場では、客観的な基準が必要という面があり、明確に期限までに間に合わないというのであれば、不履行に当たるが、数日遅れるとか何とか間に合っているみたいな話になると、どこで解約するのかというのが難しい。
○債務不履行とか契約解除とか、すぐに法律論に行く必要はないと思う。きちんと履行せよと言うのは、契約書に書いていなくても当然言えるという話である。	○提出期限を守らないとか、業務内容が悪いという理由で契約不履行にするという場合に、国の場合は相当詰めてやらないういけない。今、内部で言っているのは、とにかく交渉過程のメモはきちんと残しておくこと、本当に言うことを聞かなければ、相談していくというやり方なのかと思っている。ただ、通常の話で、きちんとやれと言うことは、どこの部局もやっている。
○モニタリング条項がなくても、こうした指導や督促はできるのだが、根拠があった方がやりやすいのであれば、1条項入れておけばよい。	○契約書にそういう項目を入れて牽制するとかの工夫が必要なのかもしれない。

○入札時における独立行政法人の person 費の取り扱いについて	
○独法の委託業務経費の内訳を見ると、やはり person 費は別立てになっており、カウ ントされていない。	○前回委員会の審議対象案件の中に何件か事例があったが、やはり委託業務経費の中でカウ ントされていない。
○この状態で競争入札を行った場合、株式会社等他の業者との競争という点で公平性を欠くので、是正しなければならない。	○問題点については理解しているが、今のところ直ちに見つかるいいアイデアがないという状況である。他省庁にも聞いた上で、いい例があれば参考にしたい。いい例がなければ独自に何ができるかを考えざるを得ないと思っている。

<p>○独立行政法人の行政サービスコスト実施計算書には機会費用という項目がある。例えば、国有財産を無償で使用している場合には近隣の地代や賃貸料を参考に機会費用を算定している。だから会計的には機会費用という考え方を入れることは可能だと思う。</p>	<p>○既にどこかの省庁でイコールフィッティングない仕組みと いうのが導入されているのかと思ったら、実はまだないという のがわかって、もう少し大きい制度的な問題点のような気がする。</p>
<p>○この問題は実質的な競争確保という観点からも、直ちに答えが出るものではないかもしれないが、継続的に審議したいと思う。独法の入札時の人件費の考え方を整理することで問題提起をする。この委員会として、問題意識を持っていることを、オープンにすることの意味があるような気がする。</p>	<p>○制度的な問題点として、専門家として議論していただければありがたい。</p>